

図書館利用に障害のある人々のための資料概観

宮城県図書館 企画協力班 宇野亮一

目次

- はじめに
- 資料のネットワーク
- 各種の障害者サービス資料
- 人と資料をつなぐ
- 宮城の関連機関
- おわりに

2

はじめに

3

はじめに：マラケシュ条約・著作権法

2018年4月 「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」締結

◆視覚障害者等の著作物利用の推進→国内法整備

2018年5月 「著作権法」改正（2019年1月1日施行）

◆視覚障害者「等」

◆（自動公衆送信に加え）メール等での送信

◆一定のボランティア団体等による録音図書の作成

4

1

はじめに：読書バリアフリー法

2019年6月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」制定

- ◆地方公共団体に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」策定の努力義務
- ◆視覚障害者等が利用しやすい資料を「借りる」「買う」ことを推進する施策の方向性
→「借りる」ことについて図書館の役割
- ◆障害当事者・国・図書館・出版者等の協議の場

5

はじめに：読書バリアフリー基本計画

2020年7月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」策定

- ◆視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等
- ◆インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- ◆特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
- ◆外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備
- ◆端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援
- ◆製作人材・図書館サービス人材の育成等

6

はじめに：視覚障害者「等」

「この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体力不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう」（読書バリアフリー法第2条）
=全盲・弱視の方のみではない

※法の直接の射程ではないが、外国にルーツのある人々等の情報保証も考えるべき

cf. 障害者サービス
=「図書館利用に障害のある人々へのサービス」

7

資料のネットワーク

8

資料NW：大前提

読書パリアフリー法第10条「視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようとする」

↓

- ◆「サピエ図書館」
- ◆「国立国会図書館サーチ 障害者向け資料検索」

資料を全て自館で揃えようとするのではなく、協力する時代
(ダウンロード・相互貸借)

9

資料NW：障害者向け資料検索とは

- ◆国立国会図書館サーチの機能
- ◆サピエ図書館を含む各種の資料を統合検索
- ◆国立国会図書館等が制作したデータはダウンロード可能
(※サピエ図書館は含まず)

11

資料NW：サピエ図書館とは

- ◆点字図書や録音図書などの全国最大の書誌データベース
↑会員機関の所蔵目録・点字/音声図書の出版目録
- ◆資料によっては(検索だけでなく)ダウンロードしたり貸出依頼をしたりできる



□日本点字図書館

：システム管理

□全国視覚障害者情報提供施設協会

：運営

10

資料NW：「ダウンロード」

- ◆いざれも団体登録が必要
- ◆著作権法第37条第3項→著作権法施行令第2条
公共図書館・学校図書館など
- ◆サピエ図書館施設会員は有料
 - ✓音声DAISY約10万タイトル、点字データ約22万タイトル等
 - NDL視覚障害者等用データ送信サービスは無料
 - ✓音声DAISY約2万5千タイトル等

12

資料NW：「ダウンロード」対象機関

著作権法第37条第3項（抜粋） 「視覚障害者等…の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」は「必要と認められる限度において…音声にすることその他…必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる」

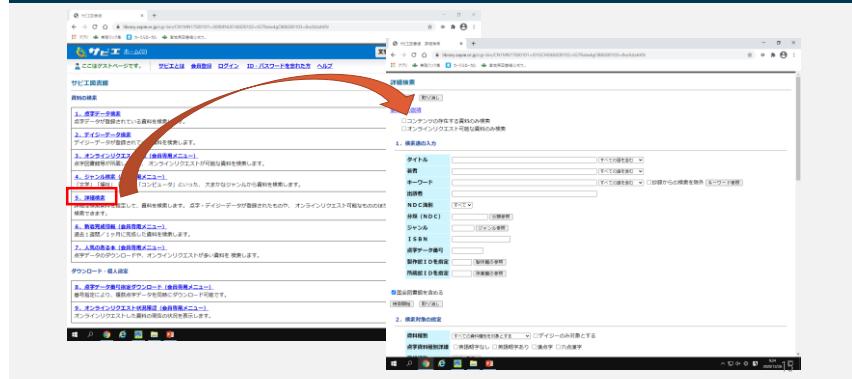
↓

政令=著作権法施行令第2条

- 図書館法上の図書館（要司書等）
 - 学校図書館
 - 大学図書館等/国立国会図書館
 - 障害児入所施設等/視聴覚障害者情報提供施設/老人ホーム等

13

資料NW：サピエスクリーンショット①



資料NW：「ダウンロード」個人登録

◆サピエ図書館個人会員は団体経由

- ✓ 具体的方法はリンク先を
 - ✓ 団体の登録利用者であることが条件
=無関係な市などを案内しても利用不可
県図書館等
 - ✓ 転入前の自治体・地域の福祉施設等で登録済みの可能性はあり
→施設等との情報交換や連携が必要

- ◆ NDL視覚障害者等用データ送信サービス個人登録は利用者個人で可能

14

資料NW：サピエスクリーンショット②

機関別	機関名	機関別	機関名
15 墓石館 -Takao-	御殿山小道館	その他の 墓石館	CD 1年 高島市 中田町
16 墓石館トキタニ	御殿山小道館	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
17 後藤小説文庫 -「轟烈文庫版」- 2001-2	シロ・ゴブレ (著) 桥 伸子著 角川書店	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
18 後藤小説文庫 -「轟烈文庫版」- 2001-2	シロ・ゴブレ (著) 桥 伸子著 角川書店	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
19 グランクリス劇場 -2. 墓地の姫君- 2001-2	シロ・ゴブレ (著) 桥 伸子著 角川書店	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
20 グランクリス劇場 -2. 墓地の姫君- 2001-2	シロ・ゴブレ (著) 桥 伸子著 角川書店	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
21 ひがひがの物語 (白百合ブックス 1-04) -「轟烈文庫版」	シロ・ゴブレ 桥伸子著	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
22 横山ひがひがの姫	石井正臣 著	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
23 シーロック・ホームズの墓場	北原治郎著	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町
24 シーロック・ホームズの墓場	北原治郎著	御殿山小道館	CD 2年 高島市 中田町

国会図書館サーチからダウンロード

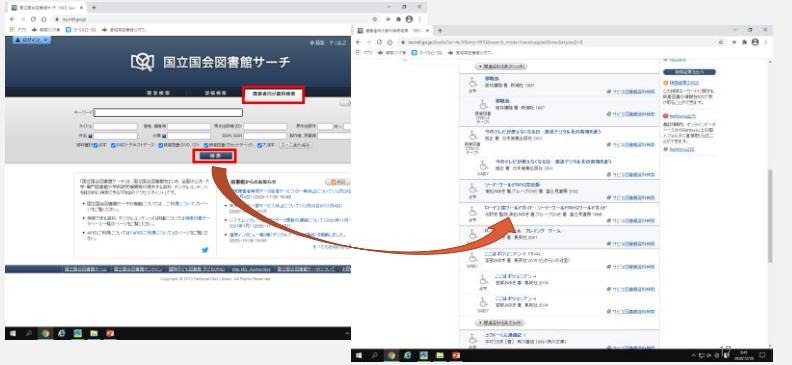
井ピ玉図書館からダウシロード

ダウンロード不可
=有体物を相互貸借
(サピエ経由/電話等)

※ダウンロードには登録が必要

1

資料NW：サーチスクリーンショット①



資料NW：サーチスクリーンショット②



18

資料NW：まとめ

- ◆「サピエ図書館」「国立国会図書館サーチ 障害者向け資料検索」によって多くの資料を検索=発見できる
- ◆登録することにより、多くの電子資料をダウンロードできる
- ◆登録や直接依頼により、他館の物理資料を貸借できる

∴視覚障害者等に、さらに充実したサービスを提供できる

19

各種の障害者サービス資料

20

各種資料：DAISY

- ◆Digital Accessible Information SYstem
アクセシブルなデジタル資料（情報）の国際規格
- ◆デジタル＝複製しても劣化せず公衆送信可能
↑前述のサピエ図書館・NDLサーチ等
- ◆再生には機器やソフトが必要
- ◆目次情報から章やページに飛べる
読み上げ速度を変更できる
音声と画像・テキストを同期できるものも



21

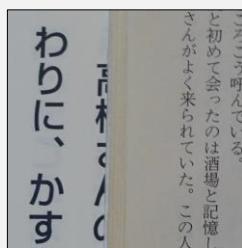
各種資料：DAISY

- ◆音声DAISY
- ◆テキストDAISY
 - ✓テキストデータを機器・ソフト側の合成音声で読み上げる
 - ✓平原テキストのものも
- ◆マルチメディアDAISY
 - ✓音声と文字・画像が同期する（ハイライト等）
 - ✓文字の大きさ等も調整可能
- ◆シネマ/テレビDAISY
 - ✓映像資料の音声+情景を言葉で描写→DAISY化
 - ✓画像はない

22

各種資料：大活字本

- ◆通常より大きなフォントを使用した資料
横の線も太いゴシック体など
- ◆弱視者/高齢者 など
- ◆さまざまな資料が流通
→著作権法上、勝手には作れない
(無断で拡大コピーしてはいけない)



23

各種資料：点字資料

- ◆6つの点の盛り上がりを指先で感じ取る
- ◆さまざまな出版物が流通
館内掲示等に併記されることも
- ◆点訳は誰でも行ってよい（著作権法第37条第1項）
→必要な資料を点訳する
データを点字ディスプレイに表示する
.....など



- ◆ただし障害当事者でも全員「読める」わけではない

24

各種資料：字幕・手話つき映像資料

- ◆誰の科白か・効果音があるかなども含む字幕
(洋画の「字幕」とは異なる)
- ◆出版者自体のほか「聴覚障害者向け映像ライブラリー事業」等



≠

- ◆スマートフォンで字幕等を表示できる「UDCast」なども

25

各種資料：UD絵本

- ◆UD（ユニバーサルデザイン）絵本
 - ✓布の絵本
 - ✓線が立体的である（なぞれる）絵本
 - ✓絵と手話映像や音声のDVD
 - ✓点字つき絵本
 - ……など
- ◆視覚障害/手が不自由/学習障害等であっても、多くの利用者がユニバーサルに（=共通して）著作物を享受できる

※著作権の制限規定はないので勝手には作れない
(話から全てオリジナルなら可能だが)

26

各種資料：読みやすい本

- ◆L-Lブック（スウェーデン語Lättläst）
- ◆やさしく分かりやすい本
 - ※「子供向け」ではない
→知的障害/発達障害/日本語に不慣れ など
- ◆短い文章
 - 理解しやすい語句
 - 写真・イラスト・ピクトグラムなど視覚的表現

27

各種資料：電子書籍

- ◆電子書籍等のテキストデータを合成音声で読み上げる
=TTS(Text to Speech)
- ◆電子書籍のフォーマット：EPUB等
対応するソフトウェア（リーダー）
- ◆音訳によって「作成」するDAISY等とは異なる有用性
- ◆文字サイズ可変・白黒反転等で大活字本的な活用も

※電子書籍のストア・電子図書館など入り口時点でのアクセシビリティも重要だが…

28

各種資料：まとめ

- ◆まずは存在を知る
- ◆購入のほか、相互貸借やダウンロード等も

29

人と資料をつなぐ

30

つなぐ：音訳

- ◆対面音訳
 - ✓墨字の資料を対面で読み上げる
 - ✓非営利無料であれば誰でも実施可能（著作権法第38条第1項）
- ◆電話音訳
 - ✓墨字の資料を電話で読み上げる
 - ✓双方の環境整備が必要だが、通話アプリを使う例も
 - ✓公衆送信となるため図書館等が実施可能（第37条第3項）
- ◆デジタルデータの提供・配信
 - ✓音声ファイルをメールに添付して送信する、サピエに提供する等
 - ✓公衆送信となるため図書館等が実施可能（第37条第3項）

※ヨミの調査、画像等をどう説明するかなど、一定の技術が必要

つなぐ：郵送

- ◆来館困難な利用者が多い→郵送
- ◆利用登録や検索も電話などで受け付けられる体制整備
- ◆点字資料、「盲人の方若しくは当社〔日本郵便〕の指定を受けた施設」への録音物等の郵便無料発送
 - ✓「盲人の方（=視覚障害者）」のみ
 - ✓対象者からの返送も無料とするためには施設（=図書館等）要申請
- ◆点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック
- ◆心身障害者用ゆうメール
 - ✓図書館法上の図書館と障害者の間
 - ✓施設要申請

32

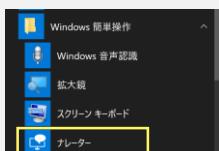
つなぐ：郵送等

- ◆郵送のほか、職員による宅配も
- ◆移動図書館車などの巡回ルートに施設を加える
- ◆各地域の学校・施設等の把握
- ◆「障害者サービス」を孤立して考えるのではなく、ユニバーサルに活用されるサービスを全館的に連携して実施する

33

つなぐ：各種機器

- ◆スクリーンリーダー/音声ブラウザ
 - ✓Windows10「ナレーター」、「PC-Talker」等
 - ✓音声ブラウザはHTMLタグ
(画像の代替テキストなど) にも対応
- ◆読み上げ機器
 - ✓「よむべえスマイル」等
 - ✓スキャン→OCR→読み上げ
- ◆点字ディスプレイ/点字メモ帳/点字プリンタ等
 - ✓6つの突起が上下して点字データを示す/点字データを打ち込む等



35

つなぐ：各種機器

- ◆ルーペ・眼鏡等
- ◆拡大読書機
 - ✓ルーペ等よりさらに倍率が高い
 - ✓白黒反転等も可能
- ◆DAISY再生
 - ✓専用端末のほかソフトもあり
(「AMIS」等無料のものも)



34

つなぐ：設備類

- ◆点字ブロック・音声ガイド等
- ◆スロープ・エレベーター・エスカレーター等
(図書館建築は平屋が望ましいという意見もあり)
- ◆サイネージ等の見直し
- ◆ウェブサイトのアクセシビリティ
- ◆福祉タクシー・訪問介護の買い物代行等、各自治体の制度も
(プライバシーとの兼ね合いもあるが) 活用できるか把握



36

宮城県の関連機関

37

関連機関：聴覚障害者情報センター

宮城県聴覚障害者情報センター（みみサポみやぎ）

- ◆聴覚障害に関する情報提供
- ◆聴覚障害者と地域のつながりを作る
- ◆相談事業
- ◆手話通訳者や要約筆記者の養成/研修/派遣
- ◆災害時の支援活動の拠点
-など

<http://www.mimisuppo-miyagi.org/>

39

関連機関：視覚障害者情報センター

宮城県視覚障害者情報センター

- ◆点字図書・録音図書の製作/受入/貸出
- ◆点訳・音訳などの奉仕員を養成
- ◆個々人への音訳・生活相談など
- ◆組織への講師派遣・機器貸出
- ◆地域連携の推進
-など

<http://www.miyagi-sikaku.org/>

38

関連機関：障害福祉課

宮城県保健福祉部障害福祉課

- ◆事業所・施設等の運営/整備
- ◆補助金・助成等
- ◆研修の実施
-など

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/>

※各市町村の所管部署も確認を。

40

関連機関：宮城県図書館

◆サピエ団体登録

→県民が利用できる（DAISY等利用/県図経由での個人登録など）

◆所蔵資料の協力貸出

市町村図書館等所蔵資料の相互貸借

◆研修・情報提供

<https://www.library.pref.miyagi.jp/>

41

関連機関：基本計画でも…

読書バリアフリー基本計画

「特に都道府県は、域内全体の視覚障害者等の読書環境の整備が図られるよう、自ら行うべき図書館等の施策の充実を図るとともに、市町村に対して必要な指導・助言等を行うものとする。」

※パブリックコメントでは「法律からは直接的な対象外となっている公民館図書室（社会教育法第22条第3号にもとづくもの）や類似機関に対しても、都道府県が同様の援助を行うべき」とあり。

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

「都道府県は（中略）図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする」

42

おわりに

43

おわりに

法整備により、首長や議会からの働きかけが増加することもありますが、もとより障害者サービスは情報保証として常に行っていくべき事業です。

むしろ働きかけを好機として、より積極的にサービスを展開していくべきではないでしょうか。

この講義がそのための参考情報となれば幸いです。

44

おわりに

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法) 第1条

「この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」